

I 距離制運賃表

(単位:円)				
車種別 キロ程	小型車 (2 tクラス)	中型車 (4 tクラス)	大型車 (10 tクラス)	トレーラー (20 tクラス)
10km	15,790	18,190	23,060	29,070
20km	17,710	20,430	26,110	33,160
30km	19,630	22,660	29,160	37,240
40km	21,550	24,890	32,200	41,320
50km	23,480	27,130	35,250	45,400
60km	25,400	29,360	38,300	49,480
70km	27,320	31,590	41,340	53,570
80km	29,240	33,830	44,390	57,650
90km	31,160	36,060	47,440	61,730
100km	33,080	38,290	50,480	65,810
110km	35,010	40,500	53,450	69,770
120km	36,930	42,710	56,410	73,720
130km	38,850	44,920	59,370	77,680
140km	40,770	47,120	62,330	81,640
150km	42,690	49,330	65,300	85,590
160km	44,620	51,540	68,260	89,550
170km	46,540	53,740	71,220	93,500
180km	48,460	55,950	74,190	97,460
190km	50,380	58,160	77,150	101,420
200km	52,300	60,360	80,110	105,370
200kmを超えて500km まで20kmを増すごと に加算する金額	3,830	4,380	5,850	7,800
500kmを超えて50km を増すごとに加算す る金額	9,580	10,950	14,620	19,490

II 時間制運賃表

Ⅱ 時間制運賃表					(単位:円)		
種 別		車種別		小型車 (2tクラス)	中型車 (4tクラス)	大型車 (10tクラス)	トレーラー (20tクラス)
		局 別					
基 礎	8 時 間 制	基礎走行キロ 小型車は100km 小型車以外のもの 130km	北海道	33,250	39,840	53,240	68,890
			東北	33,160	39,880	52,610	68,440
			関東	39,380	46,640	60,090	76,840
			北陸信越	34,630	41,160	54,400	70,020
			中部	36,390	43,230	56,440	73,120
			近畿	37,640	43,920	57,690	73,970
			中国	34,740	41,760	55,200	70,430
			四国	33,140	40,640	53,870	69,470
			九州	33,770	40,740	53,860	69,700
			沖縄	31,310	37,550	50,420	66,390
額	4 時 間 制	基礎走行キロ 小型車は50km 小型車以外のもの 60km	北海道	19,950	23,900	31,940	41,330
			東北	19,900	23,930	31,570	41,060
			関東	23,630	27,980	36,050	46,100
			北陸信越	20,780	24,700	32,640	42,010
			中部	21,830	25,940	33,860	43,870
			近畿	22,580	26,350	34,610	44,380
			中国	20,840	25,060	33,120	42,260
			四国	19,880	24,380	32,320	41,680
			九州	20,260	24,440	32,320	41,820
			沖縄	18,790	22,530	30,250	39,830
加 算	基礎走行キロを超える場合 は、10kmを増すごとに	北海道	350	410	630	930	
		東北	340	410	630	920	
		関東	350	410	630	930	
		北陸信越	340	410	630	920	
		中部	340	410	630	920	
		近畿	340	410	630	920	
		中国	340	410	630	920	
		四国	340	410	630	920	
		九州	340	400	630	920	
		沖縄	340	410	630	920	
額	基礎作業時間を超える場合 は、1時間を増すごとに (4時間制の場合であつ て、午前から午後におたる 場合は、正午から起算した 時間により加算額を計算す る。)	北海道	2,790	2,930	3,150	3,700	
		東北	2,780	2,910	3,130	3,680	
		関東	3,710	3,890	4,180	4,920	
		北陸信越	2,990	3,140	3,380	3,970	
		中部	3,310	3,480	3,740	4,400	
		近畿	3,430	3,600	3,870	4,550	
		中国	3,060	3,210	3,450	4,060	
		四国	2,890	3,030	3,260	3,830	
		九州	2,940	3,090	3,320	3,900	
		沖縄	2,550	2,680	2,860	3,380	

III 運賃割増率

【特殊車両割増】

冷蔵車・冷凍車・ユニック	2割
--------------	----

【休日割増】

日曜祝祭日に運送した距離に限る	2割
-----------------	----

【深夜・早朝割増】

午後10時から午前5時までに運送した距離	2割
----------------------	----

IV 待機時間料

車種別 時間	小型車 (2 tクラス)	中型車 (4 tクラス)	大型車 (10 tクラス)	トレーラー (20 tクラス)
30 分を超える場合 において 30 分まで ごとに発生する金 額	1,670 円	1,750 円	1,870 円	2,220 円

V 積込料、取卸料、附帯業務料

積込み、取卸しその他附帯業務を行った場合には、運賃とは別に料金として
收受

VI 実費

有料道路利用料、フェリー利用料その他の費用が発生した場合には、運賃と
は別に実費として收受

VII 燃料サーチャージ

別に定めるところにより收受

VIII その他

この告示に定めるもののほか、この告示の施行に関し必要な事項は、別に定
める。

燃料サーチャージについて

1. 以下の算出方法による。

基 準 価 格: 100.0 円 スタンド価格による。

改定する刻み幅: 5.0 円

改 定 条 件: 改定の刻み幅 5.0 円/L の幅で軽油価格が変動した時点で、翌月から
改定する。

廃 止 条 件: 軽油価格が 100.0 円/L を下回った時点で、翌月から廃止する。

計 算 式: (距離制運賃)
走行距離 (km) ÷ 燃費 (km/L) × 算出上の燃料価格上昇額 (円/L)
(時間制運賃)
平均走行距離 (km) ÷ 燃費 (km/L) × 算出上の燃料価格上昇額 (円/L)

2. 燃料サーチャージの改定条件と算出上の上昇額テーブルは下表のとおり。

網達している軽油価格	燃料サーチャージ 算出上の代表価格	上昇額
基準価格	100.00 円	—
～ 100.00 円	廃止	
100.00 超 ～ 105.00 円	102.50 円	2.5 円
105.00 超 ～ 110.00 円	107.50 円	7.5 円
110.00 超 ～ 115.00 円	112.50 円	12.5 円
115.00 超 ～ 120.00 円	117.50 円	17.5 円
120.00 超 ～ 125.00 円	122.50 円	22.5 円
125.00 超 ～ 130.00 円	127.50 円	27.5 円
130.00 超 ～ 135.00 円	132.50 円	32.5 円
135.00 超 ～ 140.00 円	137.50 円	37.5 円
140.00 超 ～ 145.00 円	142.50 円	42.5 円
145.00 超 ～ 150.00 円	147.50 円	47.5 円
150.00 超 ～ 155.00 円	152.50 円	52.5 円
155.00 超 ～ 160.00 円	157.50 円	57.5 円
160.00 超 ～ 165.00 円	162.50 円	62.5 円
165.00 超 ～ 170.00 円	167.50 円	67.5 円
170.00 超 ～ 175.00 円	172.50 円	72.5 円
175.00 超 ～ 180.00 円	177.50 円	77.5 円
180.00 超 ～ 185.00 円	182.50 円	82.5 円

※ 代表価格は、刻み幅の 0.5 倍の額を基準価格に加算した額とした。

※ 上昇額は、(代表価格－基準価格)とした。

別 添
1

3. サーチャージ額算出のための車両燃費は以下のとおり。

車種	燃費
小型車（2 tクラス）	7.9 km/L
中型車（4 tクラス）	5.9 km/L
大型車（10 tクラス）	3.7 km/L
トレーラー（20 tクラス）	2.9 km/L

4. 時間制運賃を算出する上での条件（平均走行距離）は以下のとおり。

車種	8時間制	4時間制
小型車（2 tクラス）	100km	50km
中型車（4 tクラス）	130km	60km
大型車（10 tクラス）	130km	60km
トレーラー（20 tクラス）	130km	60km

5. 端数処理等
端数処理として、円単位に小数を切り上げる。

1. 距離制運賃料金適用方

（適用する運送）

1. この運賃及び料金は、一般貨物自動車運送事業として車両を貸し切って貨物を運送する場合に適用します。

（特殊運賃との関係）

2. この運賃及び料金は、特殊な貨物の運送、特殊車両を使用する運送等であって、別途これらに関する運賃及び料金を届けた場合には適用しません。

（運賃料金計算の基本）

3. （1）運賃及び料金は使用車両1車1回の運送ごとに計算します。
（2）車両が2両以上連結して運送される場合であって、荷主が同一であり、かつ、発地及び着地が同一のときは2両以上の車両を1車として計算します。ただし、荷主が異なるとき又は発地若しくは着地が異なるときは、それぞれの車両を1車として計算します。
（3）継続かつ反復して行う貨物の運送の契約において、あらかじめ特定の車両を基準として運賃を算出した場合には、実際の使用車両にかかわらず、当該基準車両による運賃を適用することができます。

（運賃計算の方法）

4. （1）運賃は使用車両の最大積載量及び運送距離によって、運賃率表に掲げてある金額（以下「基準運賃」といいます。）の上下それぞれ10%の範囲内で計算します。なお、10kmに満たない走行キロは10kmに切り上げて計算します。
（2）割増率又は割引率が適用される貨物は、基準運賃にそれぞれの率を乗じた金額を基準運賃に加減した上で、上下それぞれ10%の範囲内で計算します。

（端数の処理）

5. 運賃又は料金を計算する場合において生じた端数は、次により処理します。
（1）計算した金額が10,000円未満のときは、100円未満の端数は100円に切り上げます。
（2）計算した金額が10,000円を超えるときは、500円未満の端数は500円に、500円を超え、1,000円未満の端数は1,000円に切り上げます。

（キロ程の計算）

6. 運送距離は、1車1回の運送ごとの実車キロ程によるものとし、経路が二途以上あるときは、その最短となる経路のキロ程により計算します。ただし、荷送人が経路を指定したときは、その指定した経路のキロ程によります。

（悪路割増）

14. 運送区間中に悪路割増適用区間に該当する部分がある場合には、次の式により算出した金額を加算します。
悪路割増区間の運送距離に対応する基準運賃×0.3

（冬期割増）

15. 運送区間中に冬期割増適用地域に該当する部分がある場合には、次の式により算出した金額を加算します。
冬期割増区間の運送距離に対応する基準運賃×0.2

（地区割増料）

16. 貨物の発地又は着地が、別添1の区域である場合には所定の地区割増料を収受します。ただし、貨物の発地又は着地が同一区域内又は隣接区域間の場合は、発地又は着地のいずれか一方についてのみ収受します。

（長期契約割引）

17. 3ヶ月以上にわたる契約（文書をもって運送契約を締結したものに限ります。）により、継続かつ反復して運送される貨物（1回の運送距離が200キロメートルを超えるものに限ります。）については、基準運賃に対して15%以内の割引率を適用することができます。

（往復貨物の割引）

18. 1個の契約で、同一の車両により通常の車両回送の範囲内において往復貨物の運送（それぞれ100キロメートル以上の運送に限ります。）を行う場合であって、次の（1）又は（2）に該当するときには、往路及び復路の基準運賃について、それぞれ20%以内の割引率を適用することができます。ただし、長期契約割引が適用される場合は適用しません。
（1）往路及び復路の貨物が同一荷主のものである場合
（2）往路の荷主が復路の貨物をあつせんし、その運賃料金の支払いについて連帯責任を負う場合

（待機時間料）

19. 車両が貨物の発地又は着地に到着後、荷主の責により待機した時間（貨物の積込み又は取卸しの時間を除きます。）が30分を超える部分については、所定の待機時間料を収受します。なお、1回の運送において2箇所以上で待機が発生する場合は、それぞれについて計算するものとします。

（積込料、取卸料及び附帯業務料）

20. 積込み又は取卸しを引き受けた場合における積込料及び取卸料並びにその他品代金

（割増率及び割引率の重複する場合の計算）

7. 2種以上の割増率又は割引率が重複する場合は、それぞれの率をあらかじめ加減した上で計算します。

（個建契約運賃）

8. 長期にわたって計画的かつ大量に出荷される次の（1）の各号に該当する貨物の運送契約（文書をもって運送契約を締結したものに限ります。）をする場合には、運送区間ごとに（2）の式により算出した1個当りの運賃を適用することができます。ただし、1回の出荷量が基準車両の積載可能個数の60%以上ある場合に限ります。なお、長期契約割引が適用される場合は適用しません。

- （1）①単一品目であること
②荷姿が一定していること
③1個の重量又は容積が一定していること
（2） $\frac{\text{基準車両（運賃計算の対象となる車両）のトン数による基準運賃}}{\div \left(\text{当該貨物の基準車両積載可能個数} \times 70\% \right)}$

（特殊車両割増）

9. 冷蔵・冷凍車両を使用した場合は、基準運賃×0.2により算出した金額（その他の特殊車両を使用した場合は、別途定める割増率により算出した金額）を加算します。ただし、積載した貨物に別途定める品目別割増を適用した場合には適用しません。

（休日割増）

10. 日曜祝祭日及びそれにまたがる運送については、次の式により算出した金額を加算します。
日曜祝祭日に運送した運送距離に対応する基準運賃×0.2

（深夜・早朝割増）

11. 深夜・早朝割増の適用時間（午後10時から午前5時まで）に行われる運送については、次の式により算出した金額を加算します。
深夜・早朝割増適用時間に運送した運送距離に対応する基準運賃×0.2

（品目別割増）

12. 貨物が割増品目に該当する場合には、所定の割増率を適用します。1車の貨物に割増率を適用する貨物と適用しない貨物又は異なった割増率を適用する貨物が含まれている場合には、そのうちの最高の割増率を適用します。

（特大品割増）

13. 貨物の長さ（高さを含みます。）、重量又は容積が特に大きなときは、所定の割増率を適用します。

の取立て、荷掛金の立替え、貨物の荷造り、仕分け、保管、検収・検品、横持ち及び縦持ち、梱入れ、ラベル貼り、はい作業その他の運送に附帯する業務に係る附帯業務料については、別に定めるところにより収受します。なお、積込料又は取卸料を収受する場合において、J I S規格のパレット（荷主側の提供したものに限ります。）の使用等により積込み又は取卸しに要する時間が短縮された場合には、短縮された時間について、積込料又は取卸料から減額します。

（消費税及び地方消費税の加算方法）

- 21.（１）運賃及び料金の総額に消費税法等に基づく税率を乗じて計算します。
（２）前号により計算した金額に１円未満の端数が生じた場合は、１円単位に四捨五入します。

（実費）

22. 有料道路利用料、フェリー利用料その他実費として生じる費用については、当該実費として生じた額を収受します。

（計算の順序）

23. 運賃及び料金の計算は、次の順序により行います。

- ①使用車両及び運送距離による運賃の計算
②割増率及び割引率の適用の計算
③上下それぞれ１０％幅の適用計算
④５による運賃の端数処理
⑤諸料金（端数処理を含む。）の計算
⑥21による加算の計算
⑦実費の計算

（その他）

24. この運賃及び料金の適用に関して、この適用方に定めのない事項については、法令に反しない範囲で、当事者間の取り決め又は慣習によるものとします。

Ⅱ. 時間制運賃料金適用方

（運賃料金計算の基本）

1. この運賃及び料金は、一般貨物自動車運送事業として車両を貸し切って貨物を運送する場合であって、荷主との契約で時間制運賃によることとした場合に適用します。
2. この運賃及び料金は、使用車両及び時間制の別（８時間制又は４時間制の別）ごとに計算します。

（キロ程及び時間の計算）

3. 走行キロ及び作業時間の計算は、使用車両が荷主の指定した場所に到着したときからその作業が終了して車両に帰着するまでについて行います。なお、10kmに満たない走行キロは10kmに、１時間に満たない作業時間は１時間に、それぞれ切り上げて計算します。

（従業員）

4. 運送に従事する従業員の数は、１車につき１人とします。

（距離制運賃料金適用方の準用）

5. 距離制運賃料金適用方の１（適用する運送）、２（特殊運賃との関係）、４（運賃計算の方法）、５（端数の処理）、７（割増率及び割引率が重複する場合の計算）、９から15まで（特殊車両割増、休日割増、深夜・早朝割増、品目別割増、特大品割増、悪路割増、冬期割増）、20から24まで（積込料、取卸料及び附帯業務料、消費税及び地方消費税の加算方法、実費、計算の順序、その他）は、時間制運賃料金を適用する場合に準用します。

別添 1

○運賃割増率

1. 品目別割増

項目	内訳	割増率
易 損 品	1. レントゲン機械、電子計算機等精密機器及びその部品 2. 宮、みこし、仏壇、神仏像 3. ピアノ、その他楽器類及びその部品又は付属品 4. 度量衡器及びその部品	3割以上の臨時の約束による。
危 険 品	1. 高压ガス保安法に定める品目 2. 消防法に定める品目 3. 毒物及び劇物取締法に定める品目 4. 火薬類取締法に定める品目 5. 放射性物質及びこれに類するもの	2割以上の臨時の約束による。ただし特定毒物については、5割以上の臨時の約束による。 10割以上の臨時の約束による。
特 殊 物 件	1. 引越荷物、生きた動物、鮮魚介類 2. 屍 体	2割 5割
汚 わ い 品	生さなご、骨の類、ぼうこう、あま皮、うろこ、内臓、塵芥等の廃棄物、し尿	4割
貴重品、高価品	貨幣、証券類、貴金属その他高価品で標準貨物自動車運送約款第9条第1項に掲げる貨物	5割以上の臨時の約束による。

2. 特大品割増

1個の長さが荷台の長さとその長さの1割を加えたもの、重量1トン又は容積5立方メートル以上のもの及び積載した状態において車両の高さが3.8メートル以上又は長さが12メートル以上となるもの。	3割以上の臨時の約束による。
---	----------------

3. 悪路割増

道路法による道路及びその他の一般交通の用に供する場所ならびに自動車道以外の場所に限る。	3割
---	----

4. 冬期割増

地域	期間		割増率
	自	至	
北海道	11月16日	4月16日	2割
青森県・秋田県・山形県・新潟県・長野県・富山県・石川県・福井県・鳥取県・島根県の全県	自	12月1日	2割
岩手県のうち、北上市・久慈市・遠野市・二戸市・九戸郡・二戸郡・上閉伊郡・下閉伊郡・岩手郡・和賀郡 福島県のうち、会津若松市・喜多方市・南会津郡・耶麻郡・大沼郡・河沼郡 岐阜県のうち、高山市・大野郡・下呂市・郡上市		3月31日	

5. 地区割増料

地 域	車種別			
	小型車	中型車	大型車	トレーラー
東京都特別区、大阪市	935円	1,185円	1,605円	2,040円
札幌市、仙台市、千葉市、横浜市、船橋市、川崎市、相模原市、浜松市、名古屋市、京都市、東大阪市、堺市、尼崎市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市、熊本市、鹿児島市	545円	745円	1,040円	1,355円

○積込料及び取卸料

	上限	下限
1 時間ごとに	10000 円	0 円

※その他荷役機械及び副資材を使用した場合等には別途実費を収受

※作業員1人あたりの料金